

# 「赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業」実施要綱

備前市共同募金委員会

## 目 的

本事業は、地域住民が主体となった防災や減災、防犯又はボランティア活動を支援し、地域における防災、防犯意識を高めるとともに、地域のつながりと地域福祉の向上を目的とする。

## 事業実施内容

### (1) 対象団体

備前市内において、住民の支え合い活動を目的とする住民組織・ボランティア団体・NPO法人・自主防災組織で、下記の要件をすべて満たすものとします。

**※ただし、趣味・娯楽の会は除きます。**

- ①備前市内に活動の拠点を置いていること
- ②原則1年以上の活動実績があり、継続した活動が見込めること
- ③団体の運営が民間性、自主性、自立性を有すること
- ④会則・事業計画が明示され、予算・決算等の財務状況が明らかであること

### (2) 対象活動 (※活動例については、別紙一覧があります)

- ①ご近所福祉ネットワーク活動充実のための取り組み
- ②ふれあい・いきいきサロン活動充実のための取り組み
- ③ボランティア活動充実のための取り組み
- ④防災・防犯、治安力を高める計画づくり・実践活動等
- ⑤その他、活動効果が期待される地域福祉活動

### (3) 対象となる経費 (※経費例については、別紙一覧があります)

- ①取り組みに必要な経費
- ②活動充実のための備品購入・機材等の修繕にかかる経費
- ③人材育成、各種教室等の講師謝礼
- ④その他、目的達成のための必要な経費
- ⑤その他、対象として認められると判断される経費

### (4) 対象としない経費 (※経費例については、別紙一覧があります)

- ①会員・構成員の親睦にかかる経費
- ②会食・飲食を主目的としたものにかかる経費
- ③事務所費・光熱費・会議費など団体の経常経費 (※単年度助成のため)
- ④他の助成金・補助金等を受けているもの (※同一事業でなければ、助成対象とする)
- ⑤個人の所有にかかわる消耗・備品購入費及びその経費
- ⑥その他、対象として認められないと判断される経費

## 助成金限度額

1 団体 10 万円以内を助成の上限とし、団体の活動に着目した助成限度額を設定する。

## 助成期間

9 月 1 日～翌年 3 月 31 日までに完了する事業が対象です。

## 申請方法

本所・各支所にて申請書を受け取り、所定の様式により、助成申請書に必要な事項を記入・添付のうえ、備前市共同募金委員会（備前市社協）の本所または各支所へ提出してください。

## 申請期間

6 月 30 日まで

## 助成選考・決定

- ①選考は、補助金等交付委員会によって行い、助成の可否及び助成金額を決定する。
- ②選考の結果、助成出来ないことや、助成額が減額されることがあります。
- ③選考結果の通知は、8 月中旬までに決定通知により申請者に通知を行います。
- ④申請多数の場合、要件を満たし、かつ適切な活動内容であっても、助成対象とならない場合があります。

## 実施報告

助成を受けたグループ・団体は、助成事業終了後、翌年 4 月末日までに活動実施報告書を提出すること。

## その他

- ①助成決定後、申請内容の活動が出来なくなり、助成額の変更が必要な場合等は、速やかにご連絡ください。
- ②赤い羽根共同募金を活用した助成事業であることを必ず周知すること。
- ③過去に本事業の助成を受けた団体は、申請年度を含む 3 年間は申請できません。
- ④申請内容以外に使用した場合及び、助成金が余った場合は返還を命ずることがあります。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この要綱の改正は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。
- 3 この要綱の改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この要綱の改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。